

第5回医道審議会医師分科会 医師臨床研修部会	資料3-1
令和6年1月19日	

医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を
改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

- 医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）による改正後の医師法（昭和23年法律第201号。以下「法」という。）第16条の2第1項では、診療に従事しようとする医師は、2年以上、都道府県知事の指定する病院（以下「臨床研修病院」という。）又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するもの（以下「外国臨床研修病院」という。）において、臨床研修を受けなければならないとされている。
- 臨床研修病院又は外国臨床研修病院を指定するに当たっては、厚生労働大臣又は都道府県知事は、同条第3項に規定する基準を満たすと認めるときでなければ、当該指定をしてはならないとされており、当該基準については、同項第4号において、同項前3号に掲げるもののほか、医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号。以下「臨床研修省令」という。）で定める基準に適合するものであることとされている。
- また、法第16条の8では、その他法第16条の2第1項の指定に関して必要な事項は、臨床研修省令で定めることとされている。
- 今般、今後想定されうる外国臨床研修病院の指定に対応するため、当該指定に係る基準等について、臨床研修省令に必要な事項を規定することとする。

2. 改正の内容

- 外国臨床研修病院について、法第16条の2第3項第4号に規定する基準として、下記の内容等を定めるとともに、法第16条の8の規定に基づき、指定の手續その他所要の規定を定める。
 - ・ 臨床研修省令第2条に規定する臨床研修の基本理念にのっとり研修プログラムを有していること
 - ・ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること
 - ・ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること
 - ・ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること
 - ・ 適切な指導体制を有していること
 - ・ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること
 - ・ 研修医に対する適切な処遇を確保していること
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

- 法第16条の2第3項第4号及び第16条の8

4. 施行期日等

- 公布日：令和6年2月（予定）
- 施行期日：公布日